

入間東部地区事務組合告示第11号

令和4年第2回入間東部地区事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年9月16日

入間東部地区事務組合管理者 林 伊佐雄

- 1 期日 令和4年9月27日（火）午前10時
- 2 場所 入間東部地区事務組合大講堂（4階）

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	佐野正幸	議員	2番	村元寛	議員
3番	近藤善則	議員	4番	伊藤美枝子	議員
5番	細谷光弘	議員	6番	内藤美佐子	議員
7番	田中栄志	議員	8番	篠田剛	議員
9番	大築守	議員	10番	小高時男	議員
11番	鈴木淳	議員	12番	久保健二	議員
13番	川畑勝弘	議員	14番	塚越洋一	議員
15番	本名洋	議員			

不応招議員（なし）

## 令和4年第2回入間東部地区事務組合議会定例会議事日程

令和4年9月27日(火)

午前10時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者あいさつ

日程第 4 議案審議

第 9号議案 令和3年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第10号議案 入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 閉会中の継続調査の申し出について

閉 会  
議会議長

---

### △出席議員(14名)

1番	佐野正幸	議員	2番	村元寛	議員
3番	近藤善則	議員	4番	伊藤美枝子	議員
5番	細谷光弘	議員	6番	内藤美佐子	議員
7番	田中栄志	議員	8番	篠田剛	議員
9番	大築守	議員	10番	小高時男	議員
11番	鈴木淳	議員	12番	久保健二	議員
13番	川畑勝弘	議員	14番	塚越洋一	議員

15番 本名 洋 議員

△欠席議員 なし

△本会議に職務のため出席した者の職氏名

金子 進之介	書記長	新井 良輔	事務職員
三村 友美	事務職員		

△地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

林 伊佐雄	管理者	高畑 博	副管理者
星野 光弘	副管理者	堀江 一男	監査委員
今井 等	会計管理者	平野 健太郎	事務局長
高橋 映治	次長兼 総務課長	木村 誠	消防長
中川 一諭	次長兼 消防総務課長	石塚 孝	予防課長
大野 一郎	警防課長	小嶋 学	救急課長
長谷川 義兼	指揮統制課長	関根 敏行	西消防署長
上田 安孝	東消防署長		

.....

○久保健二議長 おはようございます。本日は、入間東部地区事務組合議会第2回定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。また、各議会におかれましても決算審議を終えたばかりということで、お疲れの中お集まりをいただきましたこと感謝申し上げます。

本日の定例会におきましても、各議員におかれましては、事務組合決算認定について、またほかの議案についてご審議いただくこととなりますので、お願い申し上げまして、これより議事に入りたいと思います。

開会前にご報告いたします。議案配付の際、令和4年度上期組合行政執行状況報告書を配付いたしましたので、御覧いただきますようお願いいたします。

.....

△開会及び開議の宣告（午前10時00分）

○久保健二議長 ただいまの出席議員は15人です。

議員の出席が定足数に達しておりますので、議会の成立を認め、ただいまから令和4年第2回入間東部地区事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

.....

◎議会運営委員長の報告

○久保健二議長 議会運営委員会の報告を求めます。

塚越委員長。

○塚越洋一議会運営委員長 本日9時30分より議会運営委員会を開催し、本定例会における議事運営及び令和4年度議員視察研修等について協議しましたので、報告します。

まず、本定例会における議事運営について報告します。

提出議案については、令和3年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定、入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の2件です。

次に、資料要求書の提出及び一般質問の通告はなかったことを確認しました。

また、閉会中における継続調査の件について、議長宛てに申出を行うことに決定しました。

会期については、執行部から提出議案の概要説明を受け、協議した結果、本日1日とすることに決定しました。

次に、日程については、お手元に配付されております議事日程（案）のとおりにすることに決定しましたので、お手数ですが、議事日程（案）の（案）を二重線等で消していただきたいと思っております。

続きまして、令和4年度議員視察研修について報告します。本年度の議員視察研修の取扱

いについて本委員会で協議した結果、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、本年度は中止とすることに決定しましたので、ご了承願います。

以上、本定例会の運営が円滑に行われますよう皆様のご理解とご協力をお願いし、報告とします。

- 久保健二議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑をお受けいたします。質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたします。

△日程第1 会議録署名議員の指名

- 久保健二議長 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番・村元寛議員，3番・近藤善則議員を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

- 久保健二議長 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎例月出納検査結果の報告

- 久保健二議長 ここで、ご報告いたします。

例月出納検査の結果報告の写しはお手元に配付してあります。

◎出席説明員の報告

- 久保健二議長 地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配付しております説明員一覧表のとおりとなっておりますので、ご了承お願いいたします。

△日程第3 管理者あいさつ

- 久保健二議長 日程第3，管理者あいさつを行います。

林管理者。

- 林 伊佐雄管理者 皆様，おはようございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は，令和4年第2回定例会を招集いたしましたところ，議員の皆様方にはご多用の中ご出席を賜り，厚く御礼申し上げます。

初めに，6月の末に職員の飲酒による不祥事件が発生し，議員の皆様をはじめ住民の皆様に大変ご迷惑をおかけいたしました。大変遺憾であり，管理者といたしましても責任を強く感じているところでございます。これまでも何度か不祥事件が起きており，その都度綱紀粛正を図ってまいりましたが，根本的な解決に向けて迅速に対応するとともに，10年後，20年後を見据えた人材育成の重要性を強く感じているところでございます。管理者としてしっかり指導するとともに，一層の綱紀粛正を図ってまいります。

次に，先日の台風14号及び15号は，九州地方や東海地方を中心に大きな被害をもたらしました。当管内においては大規模な人的，物的被害は発生しておりませんが，このような台風や局地的豪雨などの自然災害はいつ発生してもおかしくありません。そのような中，管内住民の皆様のお安全と安心を守る責務を担う当組合にとっては，大規模災害を常に想定し，それらに迅速かつ的確に対応できるよう常に備えることが重要であると考えております。そのために，消防力の強化をはじめ，地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等とのさらなる連携を図ることは大変重要であることから，今年度予定しております各種警防活動につきましては，感染症対策を講じた上で規模縮小などの工夫を行い，実施をしております。

続きまして，管内災害発生状況についてご報告申し上げます。まず，火災でございますが，本年1月1日から8月31日までに昨年比14件減の26件発生しております。このうち建物火災は18件，うち全焼火災は4件となっております。火災による死傷者につきましては，ふじみ野市で3名の方の尊い命が失われたほか，6名の方が負傷されております。このような火災による被害をなくすため，春と秋の全国火災予防運動等を通じ，住宅用火災警報器の設置促進をはじめ，機器の更新，維持管理等を含めた住宅防火対策を推進してまいります。また，防火対象物における消防法令違反等の是正の徹底，事業者による初動対応能力の向上等，ソフト，ハード両面にわたる防火安全対策を推進してまいります。

次に，救急出場件数でございますが，本年1月1日から8月31日までに，昨年比1,847件増の9,817件の出場がありました。このうち新型コロナウイルス感染者の救急搬送件数は疑いを含め689件を数え，特に8月には230件となり，同月の救急出場件数の15.7%を占めております。9月には新型コロナウイルス感染症搬送件数は減少してまいりましたが，依然として予断を許さない状況となっております。引き続き救急隊員の感染症対策の徹底を図りながら，

適正な救急業務を行ってまいります。

続きまして、衛生行政についてご報告申し上げます。しののめの里の利用状況でございますが、本年4月1日から8月31日までの火葬件数は昨年比101件増の1,519件となっております。また、式場利用件数は昨年比28件増の206件となっており、これは火葬件数の増に比例したものと分析しております。

なお、新型コロナウイルス感染者のご遺体の火葬につきましては、感染防止対策に万全を期して実施しており、本年4月1日から9月20日までの間で45件となりました。

次に、浄化センターにつきましては、構成市町の環境担当課と連携しながら、排出元への適切な改善指導に取り組むとともに、センター処理水の水質改善について継続して取り組んでおり、安定した運営を行っております。

そのほか各種事業の概要につきましては、お手元に配付してございます行政報告を御覧いただきたいと思っております。

結びに、本定例会に提案しております案件は、議案2件となっております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

△日程第4 議案審議

◎第9号議案 令和3年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

◎第10号議案 入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○久保健二議長 日程第4、議案審議を行います。

これより本定例会に提出されました議案の上程を行います。

職員に議案名を朗読させます。

○金子進之介書記長 (議案名朗読)

○久保健二議長 以上、議案2件を上程いたします。

これより管理者から提案理由の説明を求めます。

林管理者。

○林 伊佐雄管理者 それでは、本定例会に上程いたしました議案の提案理由を申し上げます。

初めに、第9号議案 令和3年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、第10号議案 入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、入間東部地区事務組合職員



の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものでございます。

提案理由は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○久保健二議長 以上で議案の上程を終了いたします。

第9号議案 令和3年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、監査委員の決算審査報告を求めます。

堀江代表監査委員。

○堀江一男監査委員 おはようございます。代表監査委員の堀江でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和3年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算審査結果についてご報告申し上げます。

令和4年7月13日付で管理者から送付されました令和3年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算書につきまして、去る7月26日に証拠書類及び関係書類等の照合を行い、併せて関係職員から説明を聴取し、予算が適正に執行されているかを主眼に審査を実施いたしました。

その結果、いずれも関係法令に基づき作成されており、計数に誤りはなく、予算執行及び会計事務も適正であることを認めました。

決算審査の概要と意見につきましては、お手元の一般会計決算審査意見書のとおりでございます。

以上でご報告を終わります。

○久保健二議長 ただいまの監査委員の報告に対し質疑をお受けいたします。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で監査委員の決算審査報告を終了いたします。

次に、決算内容について担当者より説明を求めます。

事務局長。

○平野健太郎事務局長 それでは、第9号議案 令和3年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。参考資料1の令和3年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算概要

によりご説明をさせていただきます。参考資料の1を御覧ください。

まず初めに、1の決算概要でございますが、令和3年度決算額は、歳入総額が前年度比5億8,157万9,002円減の40億8,225万849円、歳出総額が前年度比5億133万7,095円減の39億389万8,327円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入総額から歳出総額を差し引いた1億7,835万2,522円の黒字となっております。歳入歳出決算額が減少した主な要因は、令和2年度に完了いたしました東消防署富士見分署庁舎建設事業が皆減となったことによるものです。

次に、歳入決算の主な特徴について、ポイントを絞ってご説明させていただきます。初めに、(1)、分担金及び負担金の構成市町負担金は、特定財源である組合債の活用、また東消防署富士見分署庁舎建設事業の皆減等によりまして、前年度比1億7,357万5,000円減の31億8,972万2,000円、歳入決算総額に占める割合は78.1%となっております。なお、各市町の負担金につきましては、表のとおりとなっておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、(2)、使用料及び手数料の斎場使用料は、管外火葬件数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして、火葬場使用料が前年度比1,579万2,000円の減、葬儀式場使用料が前年度比222万円の減となっております。また、し尿処理手数料は、公共下水道の普及等に伴い、前年度比32万7,000円の減となっております。

(4)、県支出金でございますが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会における消防・救急体制充実強化に要した費用に対し179万8,893円の補助があり、その補助率は100%となっております。

裏面2ページをお願いいたします。同じく県支出金のうち、県委託金として、新型コロナウイルス感染症患者等の移送関係委託金が埼玉県との協定に基づき239万2,000円となっております。

(5)、財産収入でございますが、例年の財産収入のほか、不動産売払収入として、旧富士見分署跡地売払いにより、1億3,100万円となっております。

(6)、組合債でございますが、常備消防の車両購入、消防本部庁舎用地取得及び建設事業債の借換え、非常備消防の車両購入及び車庫建設に対して借入れを行っており、それぞれ充当率、地方交付税措置の面で有利な起債メニューの活用や、長期かつ低利な借入れ先の選定を行っております。

次に、3の歳出決算の主な特徴につきましてもポイントを絞って説明させていただきます。

初めに、款3衛生費、項1清掃費、目1し尿処理費でございますが、(2)、し尿処理施設関連工事につきましては、浄化センター浸水対策工事に605万円を、第1号井の改修工事に770万円を支出しております。

3 ページをお願いいたします。項 2 保健衛生費，目 2 斎場管理費の（1），修繕料につきましては，しののめの里は供用開始後13年を経過し，設備類の老朽化が進んでいることから，毎年度実施しております火葬炉設備修繕のほか，GHP エアコン修繕等，施設機能維持のための修繕を実施いたしました。また，（3）にお示ししておりますが，第 2 式場の祭壇一式及び斎場幕を更新しております。

次に，消防に係る経費でございますが，款 4 消防費，項 1 常備消防費，目 1 消防管理費につきましては，再任用職員10名を含む295名分の職員給与費として18億5,677万3,709円を支出しております。

次に，目 3 警防費でございますが，消防車両等更新計画に基づき，高規格救急自動車 1 台を購入し，東消防署に配備いたしました。

目 4 救急費でございますが，東京オリンピック・パラリンピック競技大会警戒に係る感染防止資機材として，感染防止衣，N95マスクなどの消耗品のほか車載用オゾン発生器 2 台を，補助金を活用し購入しております。

4 ページをお願いいたします。項 2 非常備消防費でございますが，消防団活動の安全性向上のため，構成市町の消防団に対し，切創防止用保護衣を配備いたしました。また，各消防団の状況に合わせ，車両更新や消防団車庫の修繕，改修を実施しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

マスクの着用により聞き取りづらいことがありますので，発言はマイクに向かって行うようお願いいたします。

また，質疑の方法については，申合せ事項により，歳入及び歳出はそれぞれ一括で質疑を行います。なお，質疑のある方は，決算書のページ数や予算科目を示してから質疑を行うようお願いいたします。

初めに，歳入の質疑をお受けいたします。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

本名議員。

○15番本名 洋議員 15番，本名です。

9，10ページのところで伺います。ちょうど中頃になりますけれども，節 2 の斎場使用料ということですが，これについてはコロナの影響，減，減っているところではありますが，この火葬場使用料について伺います。先ほどご説明ありました決算概要においては，管外件数が減少していると。それによって火葬場使用料，前年度より減ということですが，これは総件数で見ると令和 2 年度より令和 3 年度増えているようですけれども，それにもかかわらずこの前年度比減額になっているところは，管内，管外の使

用料の金額、使用料設定の差によるということが推測はされるのですけれども、当然管内の使用が優先されるべきかなとは思っているのですけれども、やはり使用料の増額の検討も必要ではないかとも思うのですけれども、当然管内が優先されるべきでありますけれども、管外がまた利用しやすいようなそういう取組、果たして必要なかどうなのか、そのあたり検討しているのか。その金額の差をどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

まず火葬料金、管内、管外の部分の見直しにつきましては、今の段階で検討はしてございません。このままということで考えております。ただ、管外の方の火葬件数が減少することで、斎場使用料、火葬場使用の減少が出てくるのは、3年度決算のとおり、議員お見込みのとおりでございます。事務局といたしましても、組合といたしましても、葬祭業者さんのほうとかに聞き取りをしながら、管外の件数減少の要因を探りながら、管内を優先する施設でございますので、ちょうど火葬炉、時間というか、葬儀等を含めた火葬の時間というのは埋まっていくものですので、管外の方のご利用というのはどうしてもちょっと遅い時間になったりとかもございます。取組につきましては、継続的にちょっと推移を見ながら、使いやすい、管内の方を優先するのを大前提といたしまして、管外の方の使いやすさというところは検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって歳入の質疑を終了いたします。

続いて、歳出の質疑をお受けいたします。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

細谷光弘議員。

○5番細谷光弘議員 決算書のほうの51ページ、52ページの諸支出金、1項基金費、消防装備近代化基金積立金につきまして、当初予算では30万1,000円ということですが、決算では20円になった要因について教えてください。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 これは預金利息でございます。

○久保健二議長 細谷光弘議員。

○5番細谷光弘議員 細谷です。

利息が当初より、これだけ見積りが高かったというのでいいのですか。

- 久保健二議長 消防長。
- 木村 誠消防長 そのとおりでございます。
- 久保健二議長 細谷光弘議員。
- 5番細谷光弘議員 細谷です。

51ページのその上で消防公債費の中の2番の利子のほうに関わってくると思うのですが、決算附属資料のほうの7ページの地方債の残高の状況につきまして、3年度で利率の高いものが終了になっていると思うのですが、その中で平成15年度、富士見消防署・消防訓練施設建設、用地取得事業債につきまして、これがまだ1.7%ということで、残も5,800万ほどありますので、これについては今後借換え、また返済等できるものかどうかちょっと分からないのですが、その方向性について。

- 久保健二議長 事務局長。
- 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

ただいまの議員ご指摘の部分、今残債についての繰上償還等々はできないのかという、検討しているかということでございますが、今現段階では繰上償還については検討してございません。

以上です。

- 久保健二議長 ほかにございませんか。

川畑勝弘議員。

- 13番川畑勝弘議員 13番、川畑です。よろしく申し上げます。

今回監査委員のほうからも結びとしてありました。不用額の発生については十分研究をとということで書いてありました。今回の歳出のほうで大きいものとして、消防費の中で約9,700万ということがあるのですが、そこはどのようにしてこの不用額が出てきたのか、要因を伺いたいというふうに思います。

- 久保健二議長 消防長。
- 木村 誠消防長 お答えいたします。

款4消防費の不用額9,760万4,233円についてご説明申し上げます。主なものといたしまして、不用額の約48.5%を占める4,730万1,139円の不用額が生じた第1目の消防管理費、また1,000万円以上の不用額が生じた第4目救急費についてご説明申し上げます。

初めに、第1目消防管理費でございます。第2節給料の不用額が1,836万2,524円でございます。内容につきましては、令和3年度は年度当初より1名の欠員が生じております。自己都合により3名が年度途中で退職し、また2名の職員が育児休暇を取得しており、病気により1名が休職しておりますことから発生したものが主なものでございます。

次に、第3節の職員手当等の不用額が1,796万1,767円でございます。内容につきましては、

給料の不用額同様、欠員、年度途中退職者、育児休暇者及び病気休暇者の地域手当、勤勉手当などの不用額が生じたものでございます。

次に、第4目救急費の不用額1,219万9,737円につきましてご説明申し上げます。第10節需用費の不用額が982万6,825円でございます。内容につきましては、新型コロナの影響で一時的に高騰していた医薬材料費等が安価で購入できたことによるものでございます。

ご説明は以上でございます。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 13番、川畑です。

続いて、職員の関係について伺います。消防力について毎回質問させていただいているのですが、基準消防力があって、うちの組合の消防力というふうに見るわけですが、実際令和2年度では286名ということで、決算でありました。令和3年度、今回ですけれども、285名ということで少なくなりました。今の、先ほどの不用額のところでも、職員がというようなお話がありましたけれども、実際この基準消防力に伴って我が組合もしっかりそこに位置づけていくとか近づけていくということが考えられると思うのですが、実際どのように考えてきたのか伺いたいと思います。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 令和2年度、令和3年度と職員が定数よりも少なくなったのは、先ほど申し上げましたとおり、中途退職等によるものでございます。議員おっしゃるとおり、充足率はまだまだ足りないということではございますが、定員管理計画にのっとって適切に対応していきたいと思います。

以上でございます。

○久保健二議長 川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 13番、川畑です。

この間にも職員の方が足りないという声もあります。そして、研修に行かれば、その分対応しなければいけない。また、今回の議案にも出ていますけれども、育児休暇とかそういった対応があるわけで、前年度どのように進めてきたのか。足りないという中で、また少なくなってきた。どのように対応したのか伺いたいと思います。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 令和4年度に関しましては、総務課の職員を2名減じて現場のほうに回してございます。休業、研修もある中、なかなか難しい部分もあるのですが、やりくりしていきたいと思っております。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 6番、内藤です。

決算ですので、この決算の中で予備費から充用されたのと流用されたものがあります。それをそれぞれ説明をお願いしたいと思います。

まず、22ページの公平委員会のところで、これは2万3,000円の予算計上の中に委員報酬として6万7,000円充用されておりますけれども、説明のほうには4回開かれたということなので、この件について、個人情報もありますので、そこは除いて説明をいただきたいと思います。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちらは、公平委員会につきましては、当初予算では1回分という形で予算計上しておりましたけれども、1件措置要求を処理する形の委員会が開かれまして、1件措置要求がございまして、それに要した公平委員会の回数を処理するために予備費を充当させていただいたものでございます。

以上です。

○久保健二議長 内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 6番、内藤です。

案件は1件だけということでしょうか。複数件あったということではなく、不服申立て等が今1件あったというふうな解釈でよろしいですか。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

措置要求1件ということになります。

以上です。

○久保健二議長 内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 内藤です。

それでしたら、流用の部分が2件ほど見てとれるのですけれども、30ページ、消防費の消防管理費の中の需用費です。需用費なので、前回も、去年もそういうものがございましたので、聞かなくてもいいかなとも思ったのですけれども、一応12節からの流用ということで76万1,000円、これは流用されております。この点についても説明お願いいたします。

○久保健二議長 次長兼消防総務課長。

○中川一諭次長兼消防総務課長 お答え申し上げます。

需用費、光熱水費のほうに76万1,000円流用を行った、充当を行ったわけでございますけれ

ども、流用元につきましては12節の委託料、業務委託料、健康診断委託料から24万8,000円、同じく12節委託料、施設・備品管理委託料、庁舎設備等保守管理委託料から51万3,000円の流用を行っております。内容につきましては、原油の高騰、ウクライナ情勢等によりまして光熱水費が上昇いたしました。そのため、当初予算で対応し切れなくなったというところで流用を行ったところでございます。

以上です。

○久保健二議長 内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 ありがとうございます。

原油の高騰ということで光熱費が上がったということでございますので、これはどこの市町でもあったことかなというふうに思います。

では、次に36ページに、これは救急費の中の役務費に12節から流用ということで、6万1,000円ということで役務費に委託料から流用されております。これも説明をしていただきたいと思います。

○久保健二議長 救急課長。

○小嶋 学救急課長 救急課長の小嶋と申します。よろしく申し上げます。

これは救急救命士の国家試験の試験料になります。1人が3万500円かかりまして、前年救急救命士養成課程が中止になってしまった関係で、私のほうのミスでちょっと計上するのを忘れてしまったというのが事実で、このような形で2人分流用させていただきました。

以上です。

○久保健二議長 内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 内藤です。

この上にある手数料というところの第45回救急救命士国家試験手数料に充当されているということなのですが、今のご答弁だと、予算時にこれは予算計上されていなかったということで、これは毎年きちっと行われているものなので、なのかなと思うのですが、今後は次の年に何があるというところをしっかりと確認をしながら予算立てをしていただくということでよろしいでしょうか。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えします。

当初予算等の積算におきましては、きちんと、このようなことがないように十分精査した上で提案をさせていただくように心がけてまいりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○久保健二議長 ほかに。



本名洋議員。

- 15番本名 洋議員 15番，本名です。

25，26ページです。これの節14の工事請負費でお伺いいたします。浄化センター浸水対策工事ということで浸水対策工事が行われましたけれども，今日どんな災害が，水害が起こるか分からないようなご時世でもあります。水没するようなことがあってはいけない施設だと思いますので，この工事はこれで十分であったのかどうかお伺いいたします。

- 久保健二議長 事務局長。

- 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

この浸水対策工事については，止水板の設置ということで，施設開口部の17か所に高さ60センチの着脱式の止水板を設置したものでございます。予算のときにもご説明を差し上げておりますけれども，あそこの立地条件，また経費，費用対効果等も考えまして，またハザードマップの浸水の予想の高さに十分耐えられるものとして設置をしておりますので，十分であるというふうに考えてございます。

以上です。

- 久保健二議長 本名洋議員。

- 15番本名 洋議員 15番，本名です。

十分であるということですが，続きまして，そのすぐ下になりますけれども，18の負担金補助及び交付金のところで，これは不用額がかなり出ているところでありまして，これについては負担金の下水道使用料相当額負担金，これは約半分ぐらいの決算の計上かと思っておりますけれども，この不用額が発生した理由についてお伺いいたします。

- 久保健二議長 事務局長。

- 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

下水道使用料相当額負担金につきましては，こちら，し尿処理に当たりまして地下水で希釈をしながら運用しております。そちらで希釈倍率の最大値として見ております，今現状35倍を最大で見ておるのですけれども，そちらのマックスの量を当初予算の積算に使わせていただきました。実際運用といたしましては，35倍まで希釈せずとも十分処理ができるということで，平均いたしますと約20倍程度の希釈倍率で運用できたことによりまして，こちら不用額が生じたものでございます。

以上です。

- 久保健二議長 本名洋議員。

- 15番本名 洋議員 15番，本名です。

35倍の希釈予定であったのが20倍にしたということで，ということは，これは当初予算で計上しながらこのように。確かに費用としては少なく済んだので，結果オーライかとは思

のですけれども、なぜ、決算額の圧縮を考えてこのように希釈倍率を変えたということなのかどうかお伺いいたします。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちら35倍の根拠といたしましては、やはり受け入れるし尿、浄化槽汚泥の性状に応じて処理の希釈倍率というのは当然変動してまいります。年間平均で予算取りというのも考えられるのですけれども、やはりリスクというか、それで希釈倍率を上げたときに費用が不足して行えないというのは、全くもってこれは本末転倒になってしまいますので、こちらは今最大の希釈倍率として考えてございます35倍という形で予算のほうを立てさせていただいて、不用額は生じますけれども、なるべく希釈倍率を抑えるような形で運用した結果ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○久保健二議長 本名洋議員。

○15番本名 洋議員 15番です。

運用ご努力の結果というふうに理解させていただきます。

もう一つ、同じページで、その少し下の斎場設置費の中で18の負担金補助及び交付金のところ、これは富士見市負担金、地域整備分かと思うのですけれども、これも以前も進捗状況はお伺いしたことはあるのですけれども、令和3年度全く予算執行されなかったということで、どのような状況だったのか説明を求めたいと思います。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちら、富士見市道の5111号線の整備費用ということで設けているわけなのですけれども、富士見市の道路担当課さんのほうでも非常に努力をしながら、根気よく続けていただいているというふうに伺っております。ただ、予算を伴う事業執行というものがなかったということで、全額不用額となりました。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 決算書の26ページで、先ほど質問がありましたし尿処理費の中ですが、浄化センター浸水対策工事で止水板が設置されて、一定の前進が得られたことは大変評価できると思います。ただ、ご答弁で、ハザードマップでオーケーだというご答弁でしたが、福岡江川とか砂川堀などの内水氾濫については大体止水板でクリアできるのではないかなと思うのです。ただ、明治43年の大水害のときは9尺も浸水している地域です。新河岸川があふ

れない保証はないわけですね。水害のときこそ浄化センターは働かなければならない施設であろうかと思うのです。今回の政策の到達点として、内水氾濫について浸水が防げる施設だということを確認しておきたいと思います。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

内水、あと洪水、ハザードマップのほうを確認した上で設計を行ったものでございます。高さ60センチと申しましても、その建屋自体がまず地面、道路面からかさ上げという形で高い状態になってございます。そこを含めまして浸水の部分で、費用対効果、開口部の簡易的な脱着式といったところになりましたけれども、内水に対応する、また洪水についても対応ができるという判断を持ってこの事業を執行させていただいたものでございますので、両方に対応しているというふうに私のほうは考えております。

以上です。

○久保健二議長 塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 9尺と申し上げたのは歴史的事実に基づいて申し上げたわけで、ふじみ野市のすぐ隣の環境センターはそういうことを踏まえて、地盤から要するに機械類のあるところまでを大体3メートル以上かさ上げして、新河岸川氾濫のときでも機能し得るというふうに設計しているという事実がございまして。その辺踏まえて、今後の対応も検討していただきたいと思うのですが。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

ご提案ありました今後の対応につきましては、今こちらで私どもといたしましては止水板の設置、十分であるというふうに考えておりますが、また情勢の変更等もあるかもしれませんので、それに応じて課題が見つかってくれば検討するという形になります。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

村元寛議員。

○2番村元 寛議員 すみません。私からも2点ほど伺いたいと思います。

40ページの水難救助用ボート購入について伺いたいと思います。継続的に治水対策はしてくださっている中で、やはり、ただ自然災害が毎年激しくなっている中で水難救助用ボートをしっかりと準備していただいていることについては非常に評価されると思うのですが、こちら各消防署に設置されているのでしょうか。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 お答えいたします。

各署、各分署に2艇ずつで、三芳分署は水難地区がほとんどありませんので、1艇という形になっております。

以上です。

○久保健二議長 村元寛議員。

○2番村元 寛議員 その水難救助用ボートを出す際には、各市町とどのような連携になるのでしょうか。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 特段これといった協定等を結んでいるわけではございませんが、要請があった場合には速やかに出動する予定でございます。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 これをもって歳出の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第9号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

討論は原案に反対の方からの発言を許可いたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

本名洋議員。

○15番本名 洋議員 15番、本名です。

第9号議案 令和3年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

まず、長引くコロナ禍において様々な制約や負担を課せられながらも、住民の命を守るために業務に尽力されている職員の皆様に感謝申し上げます。

さて、令和3年度決算額は、歳入総額前年度比5億8,157万9,002円減の40億8,225万849円、歳出総額前年度比5億133万7,095円減の39億389万8,327円と、東消防署富士見分署庁舎建設

工事完了などにより、各構成団体の負担金も減少することになりました。今後は遅れているデジタル化についても構成団体との連携を取り、歩調を合わせながら、効率的な組合業務、運営を進めていただくことをお願いいたします。

しのめの里の運営については、葬儀の形態の変化や、コロナ禍により式場の利用率の低下が続いています。式場の在り方そのものも考えていかなければならないと感じます。指定管理が更新となりますが、今後しっかり指定管理者と協議していただくことをお願いいたします。

浄化センターについては、止水板設置工事については十分というご答弁でしたけれども、今後検討を求めたいと思います。

それから、浄化センターについては、行政改革の取組として土地貸付収入や下水道使用料削減効果などバイオガス事業が、プラントが本格稼働して、この辺りもかなり順調に進んでいるかなというふうに、この辺りは評価できるところであります。

それから、令和3年度は、水害対応能力の向上を図る目的で水難救助ボート1艇の購入がありました。地球温暖化が進む中、今後も災害救助体制の強化をお願いいたします。

また、予防関係では、これまでも毎回指摘してまいりましたように、人員の充実が必要です。大型店舗や大型倉庫が増える中、火災の予防体制、査察業務の強化、それから住宅の防火体制も今後強化を求めます。火災により尊い命が失われることがないようお願い、賛成の討論といたします。

○久保健二議長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 これをもって討論を終了いたします。

これより第9号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

第10号議案 入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○平野健太郎事務局長 第10号議案 入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、仕事と家庭生活における一層の両立支援を図るため、地方公務員の育児休業等に関する法律等が一部改正されたことに伴いまして、当組合においても同様の取扱いを行えるよう、その施行に必要な規定を定めるため改正するものでございます。

改正の内容につきましてご説明申し上げます。まず、勤務時間条例の改正でございますが、こちらは育児参加のための特別休暇の対象期間を現行の8週間から1年に拡大するものでございます。

次に、育児休業条例の改正ですが、こちらは法改正による育児休業の取得回数制限の緩和等に関して必要な措置を講ずるため、主な改正といたしまして、職員の育児休業の再度取得要件の緩和、また非常勤職員のお子さんの出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和及び1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を行うものでございます。

なお、施行日は令和4年10月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 各構成団体でも今進んでおりますが、消防においてはシフト勤務になっているということもありまして、限られた定数の中で育児休業を取得していく環境の整備という点は、本条例の提案と併せて考えていることがありましたらお答えいただきたいと思っております。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちら、やはり交代勤務、現場勤務ということで、育児休業の取得というのがやはりなかなか取りにくいと感じている職員もおるかと思っております。ただ、この改正、前回の改正も含めまして、幹部職員に対しての説明や職員に対する周知などを行ってまいりながら、その雰囲気、機運の醸成という形で対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第10号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございません

か。

〔「異議なし」という声あり〕

- 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

塚越洋一議員。

- 14番塚越洋一議員 第10号議案につきまして、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の条例の整備は大変前進でよろしいかと思えます。ただし、職場環境から見て、なかなか推進には難しい点もあろうかと思えます。そういうことで、ぜひ取得できる環境を計画的に整備していくことをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

- 久保健二議長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 これをもって討論を終了いたします。

これより第10号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

.....

#### △日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

- 久保健二議長 日程第5，閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

.....

#### ◎管理者あいさつ

- 久保健二議長 挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

林管理者。

○林 伊佐雄管理者 閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、提案申し上げました各議案に対し、慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。

議員の皆様からいただきましたご意見やご提案につきましては、今後の組合運営に生かしてまいります。

結びに、今後におきましても管内における住民の安全安心と衛生的な生活環境の確保を図るため、職員一丸となり業務に邁進してまいります。

議員の皆様におかれましては健康にご留意され、より一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

.....

△閉会の宣告（午前11時03分）

○久保健二議長 お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第2回入間東部地区事務組合議会定例会を閉会いたします。